

大阪府立桜和高等学校PTA規約

第1条(名称)

- この会は、大阪府立桜和高等学校PTAという。
- この会の事務所を大阪府立桜和高等学校（以下、学校という）に置く。

第2条(目的)

この会は、保護者と教職員とが協力し、学校と家庭及び地域社会との連携を密にして、学校の教育成果の向上を図ることや、生徒の幸福な成長を図る事を目的とする。

第3条(方針)

この会は、前条の目的を達成する為、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他の団体の支配や干渉を受けない。

第4条(会員)

この会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者及び学校の教職員とする。

第5条(会計)

- この会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。
- 会費は生徒の保護者（生徒1人につき）及び教職員から年額4,000円とする。
- この会の経理は、総会において承認された予算に基づいて執行する。但し、予算が承認されるまでの期間、実行委員会が必要と認めた事項については執行することができる。
- この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。
- 会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条(役員及び会計監査)

- この会には、次の役員、会計監査をおき、会員の中から選出する。

(役員) 会長	1名	保護者
副会長	2名	保護者
書記	若干名	教職員または保護者
会計	若干名	教職員または保護者
(会計監査) 会計監査	2名	保護者

- 役員及び会計監査は、他の役員及び会計監査を兼任することはできない。
- 役員及び会計監査の任期は、定例総会后1年とする。但し、再任は妨げない。また、引き続いて他の役員、会計監査に選出されることができる。

第7条(役員等の職務)

- 会長は、この会を代表し、会務を統括するとともに、総会及び実行委員会を招集する。

- 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

- 書記は、次の職務を行う。

- (1) 総会及び実行委員会の議事ならびに、この会の活動に関する確認事項を記録する。

- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。

- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

- 会計は、次の職務を行う。

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

- (2) 会計監査を受けて総会において会計報告する。

- 5 会計監査は、中間監査ならびに決算監査を行って、結果を総会において報告する。

第8条(役員及び会計監査の選出)

- 役員及び会計監査の候補者を立てるため、4名以上の会員からなる指名委員会を設置し、指名委員の互選により指名委員長を選出する。

- 指名委員は原則として候補者になる事ができない。

- 指名委員会は、本人の同意を得て候補者を指名し、その名簿を総会に公示する。

- 役員及び会計監査は、指名委員会の指名する候補者が総会の議決を経て承認される。

- 指名委員会は、その任務を終了したとき解散する。

- 役員及び会計監査に欠員が生じたときは、実行委員会の議決を経て後任者を決定することができる。

なお、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第9条(総会)

- 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

- 総会は、会長が年1回以上招集し、議長は会員から選出する。

- 総会の定足数は、全会員の5分の1(委任状を含む)とする。決議は出席会員(委任状を含む)の過半数の同意を必要とする。

- 総会においては、次の事項について審議する。

- (1) 前年度の事業・決算報告の承認

- (2) 新年度の事業計画・予算の議決

- (3) 役員及び会計監査の選出

- (4) その他重要事項の審議

- 5 会長が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開催する。

- 6 感染症対策その他の理由で、一同に会しての開催が困難と判断される場合は、ウェブページに議題を掲載し、電子投票などウェブページに示す方法で議事を決定することができる。

第10条 (役員会及び実行委員会)

- 1 この会の円滑な運営を踏むため、役員会を設け次の事項を協議する。
- (1) 実行委員会に提案する事項
 - (2) 緊急処理を要する事項
 - (3) その他会長が協議を要すると認めた事項
- 2 役員会は会長が必要と認めるときに招集する。
- 3 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長及び委員、校長、教頭、事務長、PTA担当教職員をもって構成される。
- 4 実行委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 - (2) 総会に提出する議案を調整する。
 - (3) 役員に欠員の生じた場合は、それを補充する。
- 5 実行委員会の例会は各学期1回以上開催する事を原則とする。
- 6 実行委員会の定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第11条 (常置委員会及び特別委員会)

- 1 この会に次の常置委員会を設け、委員長及び委員は、会長が委嘱する。
- (1) 成人・人権啓発委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 保健体育委員会
 - (4) 学年委員会 (各学年)
- 2 この会の特定の目的を遂行するために、必要ある時は特別委員会を設ける事ができる。
- (1) 特別委員会はその任務を終了したとき解散する。
 - (2) 特別委員会の委員長は必要がある場合、実行委員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 3 各常置委員会、ならびに特別委員会の委員長、及び委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 4 成人・人権啓発委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 会員に対し成人教育や地域における社会教育、人権啓発活動に協力する。
- 5 広報委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 学校教育活動に関する情報を収集し会員に伝達する。
- 6 保健体育委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 会員相互の親睦を深め健康増進を図る。
- 7 学年委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 各委員会の活動を支援しPTA活動全体を円滑に進められるように協力する。

- 8 各常置委員会及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会に諮らねばならない。

第12条(慶弔)

- 1 会員の慶弔については、下記のとおりとする。

慶弔・見舞金その他の一覧表

教 職 員	死	本人	10,000円
	亡	配偶者	10,000円
保 護 者	死	本人	10,000円
	亡	生徒	10,000円
*不慮の災害・傷害その他特別の場合は、その都度役員会で協議の上決定する			

第13条(改正)

- 1 この規約の改定は、総会において出席会員(委任状を含む)の3分の2以上の同意を必要とする。
- 但し、改正案は総会の10日前までにその内容を全会員に通知しておかなければならない。

- 付則 1 この会則は令和6年4月1日から適用する。